

水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例の概要

今回の改正部分

| 水質汚濁防止法 |
|--|
| <p>特定施設（第2条） （汚水・廃液を排出する施設で政令で定めるもの（101種類））</p> <p>【畜産農業等施設】 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>牛房施設（牛房の総面積が200m²以上）</u> ・ <u>馬房施設（馬房の総面積が500m²以上）</u> ・ <u>豚房施設（豚房の総面積が50m²以上）</u> |
| <p>排水基準（第3条） ※排水基準を定める省令で排水基準を規定</p> <p>下水道業、貴金属製造・再生業、畜産農業などの業種に対し、暫定基準値の設定あり</p> <p>【牛房施設等に係る暫定排水基準の改正】 ○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物：100mg/L（一般排水基準） <u>（暫定基準値 牛房施設 500mg/L → 300mg/L 馬房施設 500mg/L → 100mg/L）</u> 令和4年7月1日施行</p> |

| 千葉県環境保全条例 （県独自の水質保全規制） |
|--|
| <p>特定施設（第19条） （汚水・廃液を排出する施設で規則で定めるもの（4種類）） ※法より小規模な施設及び横出し施設が対象</p> <p>【畜産農業等施設】 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>牛房施設（牛房の総面積が100m²以上200m²未満）（小規模施設）</u> ・ <u>馬房施設（馬房の総面積が100m²以上500m²未満）（小規模施設）</u> ・ <u>鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000羽以上）（横出し施設）</u> |
| <p>排水基準（県独自の基準）（第20条） ※施行規則で排水基準を規定</p> <p>畜産農業に対し、暫定基準値設定あり</p> <p>【牛房施設等に係る暫定排水基準の改正】 ○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物：100mg/L（一般排水基準） <u>（暫定基準値 牛房施設 500mg/L → 300mg/L 馬房施設 500mg/L → 100mg/L※暫定排水基準を撤廃し、一般排水基準へ移行 鶏舎 500mg/L → 500mg/L ※改正なし）</u> 令和4年11月1日施行予定</p> |